

グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成29年度）

1. グッドスキルマークの目的・概要

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が製作した製品等に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）は、これを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が製作した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とします。

2. グッドスキルマークを表示することが可能な製品等

- (1) グッドスキルマークを表示することが可能な製品等は、下記4. の①～③すべてに該当し、かつ3. (1)に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）から認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に限られます。
- (2) グッドスキルマーク認定製品等がグッドスキルマークを表示することが可能な期間は認定を受けてから10年間です（例：平成29年10月1日認定日の場合、平成39年9月30日迄有効）。

3. グッドスキルマーク審査・認定業務実施体制

- (1) 厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）の受託者に置かれる中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、本事業を実施するための事務局を置き、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等に係る申請様式等申請書類一式（以下「申請書類一式」という。）に係る確認、認定行為及び認定証の交付等の業務を行います。
- (2) 委託事業の受託者に置かれる地域技能振興コーナーは、事務局の支援を行うため、グッドスキルマークの周知、グッドスキルマーク申請者の掘り起こし、種々の質問に対するセンターへの取次ぎ等を行います。
- (3) 事務局は、商標等に詳しい有識者等で構成されるグッドスキルマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、開催します。審査委員会は事務局から提案された申請書類一式に係る審査を行い、その認証の可否について事務局長に対して報告します。事務局長は、審査委員会からの報告を受け、認定又は否認を行います。

4. グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク表示の対象とします。

- ① 技能検定職種（126職種）による技能と関係のある製品等であること。
- ② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であること。
- ③ 製作が手工業的な手法で行われる製品等であること。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部分に関わる工業製品等の場合及びグッドスキルマークの表示自体が困難である役務の提供の場合については対象としないこととします。

なお、製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し

て製作した製品等であることとすることができます。

5. 申請書類一式

(1) グッドスキルマークの表示を希望し、その旨を申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）を製作している一級技能士等又は当該一級技能士等を現に雇用している事業者等（以下「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等」という。）は、グッドスキルマーク申請製品等について申請する場合、別添「グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）」等に必要事項を記載のうえ、事務局へ提出することを原則とします。

(2) グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、5. (1)の方法により事務局に申請する際、様式第1号等、下記①～⑤の書類等をすべて提出してください。

- ① グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）（前述）
- ② 一級技能士等本人の該当職種の技能検定合格証書の写し
- ③ ②に係る一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等申請者本人が組織に属していない場合等、労働者名簿等が省略可能な場合がある。）
- ④ グッドスキルマーク申請製品等の全体が写っている画像1点以上（グッドスキルマーク申請製品等全体の状態が把握できるものであれば、写真、DVD、CD-ROM、USB等の媒体は問いません）
- ⑤ ②により証明された一級技能士等が自署した「グッドスキルマーク申告書（様式第2号）」

なお、②及び③は一級技能士等が実在・在籍する旨の確認を行うため、④はグッドスキルマーク申請製品等が実在のものである旨の確認を行うため、⑤は一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与して製作した製品等であり、かつ、①～④について虚偽の報告ではない旨の確認を行うためにそれぞれ提出していただくものです。

6. 募集期間

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、平成29年9月27日から平成30年1月31日（消印有効）迄の間に、事務局に対してグッドスキルマーク申請製品等の申請を行ってください。

7. 申請書類一式の提出先

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、申請書類一式について、以下の事務局宛に郵送にて提出してください。

（グッドスキルマーク事務局（平成29年度））

〒160-8327

東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階

中央技能振興センター グッドスキルマーク事務局 行

（中央職業能力開発協会 技能振興部技能者育成支援室 事業管理課）

メール：s-umeda@javada.or.jp

電話：03-6758-2856/2897

Fax：03-3365-2717

8. グッドスキルマーク認定製品等の認定手順

(1) 事務局は、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式について、グッドスキルマーク申請製品等が4. ①～③の要件をすべて満たしていることに疑

義が生じた場合等において、必要に応じ、直接、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等に対し電話等により情報を収集し、内容の確認を行うこととします。

- (2) 事務局長は、平成 29 年 9 月 27 日から平成 30 年 1 月 31 日（消印有効）迄の間に全国から提出された申請書類一式について、平成 30 年 3 月 20 日迄の間に 1 回以上審査委員会を開催し、これに諮ったうえで、各々のグッドスキルマーク申請製品等に係る認証の可否について報告を受けます。
- (3) 事務局長は、審査委員会から認証の可否について報告を受けた後、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの表示について、平成 30 年 3 月 31 日迄の間に認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第 3 号）」及び「グッドスキルマーク認定証（様式第 4 号）」を、否認された事業者等に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第 5 号）」を、それぞれ送付します。
- (4) 別途定められた「グッドスキルマーク使用規程」第 3 条の規定に基づき、別添「グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第 6 号）」により、事務局長と認定事業者等との間でグッドスキルマーク使用契約を締結します。
- (5) 事務局は、全国のグッドスキルマーク認定製品等について整理した別添「グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第 7 号）」を速やかに作成または更新し、センターが運営・管理を行っているホームページ等において適宜一般開示・公表します。

9. 追加認定・認定内容の変更

グッドスキルマーク認定製品等について、新たな商品の開発等により二製品目以降の追加認定申請を行いたい場合や、当初登録した一級技能士等の住所変更や技能検定資格の追加、一級技能士等の異動や死去に伴う内容の変更等、追加認定や認定内容の変更を申請される場合は、5. 申請書類一式のうち、追加・変更箇所を追記した様式第 1 号及びその他関係する添付書類等を提出することにより申請してください（別添様式第 1 号「記入に当たっての留意事項」参照）。

10. 契約の解除等

次の事項のいずれかに該当する場合は、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置を行うことがあります。

- ① 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、手工業的に製作されたものであるか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ② 申請時点と異なる形状、品質であって、手工業的に製作されたものか、又はその全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ③ グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- ④ 申請時点と製造工程や製造方法、手工業的な手法に変更はなくとも、その製品等の製造の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- ⑤ 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などによりグッドスキルマーク認定事業者等とは異なる事業者等が、その製品等の製造に携わることとなった場合
- ⑥ 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- ⑦ 不正にグッドスキルマークを使用した場合
不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させ

た場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- ⑧ 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- ⑨ 使用契約書の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

11. 個人情報の扱い

本事業に基づき事務局等が収集した個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理します。

12. その他

本募集要項の記述だけでは判断ができない事例等が生じた場合につきましては、事務局長が審査委員会若しくは厚生労働省又はその両方と協議のうえ、適宜判断または決定することとします。

(別添 様式)

- (1) グッドスキルマーク認定申請書 (様式第1号)
- (2) グッドスキルマーク申告書 (様式第2号)
- (3) グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書 (様式第3号)
- (4) グッドスキルマーク認定証 (様式第4号)
- (5) グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書 (様式第5号)
- (6) グッドスキルマーク使用契約書 (案) (様式第6号)
- (7) グッドスキルマーク認定製品等台帳 (様式第7号)

附則 本募集要項は平成29年9月27日から施行します。